

補足 帳票ごとに必要となる期別一覧 (修正案)

印字対象期別 明細が記載される帳 票	滞納処分中	猶予中	執行停止分	延滞金減免分	時効完成分	不納欠損分	督促状発送及び 発送後10日未経過 (納期限の変更分 は除く)	督促状発送10日経 過	納期未到来	備考
差押	○	×	×	○	×	×	△ (将来の差押を 見越して帳票作成す るケース)	○	△ (将来の差押を 見越して帳票作成す るケース)	
参加差押	○	○ (地方税法第15 条の2の3)	× (執行停止分を 交付要求に含めても 問題ない)	○	×	×	△ (将来の差押を 見越して帳票作成す るケース)	○	△ (将来の差押を 見越して帳票作成す るケース)	
交付要求	○	○ (地方税法第15 条の2の3)	△ (執行停止分を 交付要求に含めても 問題ない)	○	×	×	△ (将来の申立てを 見越して帳票作成す るケース)	○	△ (将来の交付要 求を見越して帳票作 成するケース)	
徴収猶予	×	× (ただし、猶予の 延長を除く)	×	×	×	×	○	○	○	
換価猶予	○	× (ただし、猶予の 延長を除く)	×	○	×	×	○	○	△ (将来の申立てを 見越して帳票作成す るケース)	
執行停止	×	×	×	○	×	×	○	○	×	
延滞金減免	○	○	○	○	×	×	×	×	×	本税は帳票に記載されない
納付計画明細書	○	○	△ (執行停止分を 分割納付計画に含 めても問題ない)	○	×	×	○	○	△ (将来の滞納を 含めて納付計画を策 定するケース)	
搜索調書	○	×	×	○	×	×	△ (将来の搜索を 見越して帳票作成す るケース)	○	△ (将来の搜索を 見越して帳票作成す るケース)	
催告書	○	△ (分納不履行の 催告をするケース)	△ (催告については 執行停止分を記載し ても問題ない)	○	×	×	△ (将来の催告日 を見越して帳票作成 するケース)	○	△ (将来の催告日 を見越して帳票作成 するケース)	
滞納明細	○	○	△ (執行停止分は 徴収してもしなくても 問題ない)	○	×	×	○	○	△ (将来の滞納を 含めて納付計画を策 定するケース)	

○ → 必ず表示さ
れるべき
△ → 状況によっ
ては表示があり得るた
め、表示の有無を選
択可能
× → 表示を避ける
べき

補足 帳票ごとに必要となる期別一覧 (旧)

印字対象期別 明細が記載される帳票	時効完成分	執行停止分	不納欠損分	督促状未発送及び発送後10日 未経過 (納期限の変更分は除 く)	督促状発送10日経過	納期未到来	備考
差押	×	×	×	△ (将来の差押を見越して帳票 作成するケース)	○	△ (将来の差押を見越して帳票 作成するケース)	
参加差押	×	×	×	△ (将来の差押を見越して帳票 作成するケース)	○	△ (将来の差押を見越して帳票 作成するケース)	
交付要求	×	△ (執行停止分を交付要求に含 めても問題ない)	×	△ (将来の申立てを見越して帳票 作成するケース)	○	△ (将来の交付要求を見越して 帳票作成するケース)	
徴収猶予	×	×	×	○	○	○	
換価猶予	×	×	×	○	○	△ (将来の申立てを見越して帳票 作成するケース)	
納付計画明細書	×	△ (執行停止分を分割納付計画 に含めても問題ない)	×	○	○	△ (将来の滞納を含めて納付計 画を策定するケース)	
搜索調書	×	×	×	△ (将来の搜索を見越して帳票 作成するケース)	○	△ (将来の搜索を見越して帳票 作成するケース)	
催告書	×	△ (催告については執行停止分を 記載しても問題ない)	×	△ (将来の催告日を見越して帳 票作成するケース)	○	△ (将来の催告日を見越して帳 票作成するケース)	
滞納明細	×	△ (執行停止分は徴収してもしな くても問題ない)	×	○	○	△ (将来の滞納を含めて納付計 画を策定するケース)	

○ → 必ず表示されるべき

△ → 状況によっては表示があり得るため、表示の有無を選択可能

× → 表示を避けるべき